

令和7年冬の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 12月1日(月)～12月10日(水)

運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け交通事故防止の徹底を図る。

運動重点

- ① 夕暮れ時における早めのライト点灯と反射材の着用促進
- ② 自転車の交通事故防止と飲酒運転の根絶

スローガン

年間スローガン
サブスローガン

危ないよ スマホばかり 見てる君
ヘルメット 被って守る 明るい未来

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点① 夕暮れ時における早めのライト点灯と反射材の着用促進

【歩行者には】

- 夕暮れ時や夜間の外出時における反射材用品の着用や明るく目立つ色の服の着用を促す取組の推進
- 信号を守り、横断歩道のある場所での横断を促し、安全な横断方法の実践を促す取組の推進

【高齢者には】

- 加齢による身体機能低下の自覚を促し、安全な交通行動を促す取組の推進
- 道路を横断する際は、正しい横断方法の実践の他、特に左から進行してくる車両へ注意を払った横断を促す取組の推進
- 靴や杖など日常的に使用する物への反射材貼付の推進

【自動車運転者には】

- 夕暮れ時における早めのライト点灯と、対向車等がない場合における「ライト上向き」を促す取組の推進
- 横断歩道における歩行者優先義務を遵守させる取組の推進
- 規制速度を遵守させ、特に生活道路、通学路やスクールゾーンにおける、こどもや高齢者保護を促す取組の推進

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）

運動重点② 自転車の交通事故防止と飲酒運転の根絶

【自転車等の運転者には】

- 夕暮れ時の早めのライト点灯に加えて、昼間でもライトを点灯させる「デイライト」を促進する取組の推進
- 自転車等乗車時のヘルメット着用を促進する取組の推進
- 自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側通行等）の理解と遵守をさせる取組の推進
- 自転車や特定小型原動機付自転車等は車両であり、少量でも酒気を帯びた場合における運転禁止を徹底する取組の推進
- 歩行者優先意識醸成に向けた取組の推進

【自動車の運転者には】

- 確実な一時停止の履行と、見とおしの悪い交差点では「きっとでてくる」と考えた慎重な運転により安全確認を徹底する取組の推進
- 心と時間にゆとりを持った運転による、譲り合い等、思いやりを持った運転を促進する取組の推進
- 酒席を伴う会合におけるハンドルキーパーや公共交通機関利用を徹底する取組の推進

【家庭・地域・職場には】

- 飲酒運転を許さない社会環境の醸成等、飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深める取組の推進

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

「ダメ!」
ながらスマホ
酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転時 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正
自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました

「自」 運転中のながらスマホ
「酒」 酒気帯び運転および幫助

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。＊研修金4,000円～5,000円以下

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路横切り入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

【警察庁】
自転車ルールブック

※令和8年4月1日から自転車にも
反則通告制度が適用されます

【約19MB】

群馬県警では
交通安全に関する
動画を配信中です

出会頭事故防止
特別動画配信中

公式Xで
情報発信しています
フォロワー募集中!!